

お客さま各位

2021年10月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ(申請)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社は 2021 年 10 月 1 日から適用となる、日本発国際貨物燃油サーチャージを国土交通省へ申請いたしましたので、以下の通り変更させていただきます。基準となる 21 年 8 月のジェット燃料の平均価格が 1 バレル当たり 73.92 米ドルであったことから、燃油指標価格を「70.00 以上 75.00 未満」とし、サーチャージ額は 1kg あたり（米州・欧州など遠距離路線 18 円）、（アジア遠距離路線 9 円）、（アジア近距離路線 9 円）となります。

よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

《今回の燃油サーチャージ適用額》

燃油指標価格 (米ドル/バレル)	貨物燃油サーチャージ額		
	①遠距離路線	②アジア遠距離路線	③アジア近距離路線
95.00 以上 100.00 未満	¥48	¥24	¥24
90.00 以上 95.00 未満	¥42	¥21	¥21
85.00 以上 90.00 未満	¥36	¥18	¥18
80.00 以上 85.00 未満	¥30	¥15	¥15
75.00 以上 80.00 未満	¥24	¥12	¥12
(今回適用) 70.00 以上 75.00 未満	¥18	¥9	¥9
65.00 以上 70.00 未満	¥12	¥6	¥6
60.00 以上 65.00 未満	¥6	¥3	¥3
60.00 未満	適用なし		

※当局認可を前提とする

*2021 年 10 月 1 日発行の航空運送状(AWB)から適用させていただきます。

*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用いたします。

*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。

*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入いただき、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃 (Weight Charge) の支払い方法と、同じでなければなりません。

*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

*弊社は日本発国際貨物燃油サーチャージの改定時期を年 12 回(毎月)としており、また、各月の貨物燃油サーチャージ額は「前々月のシンガポール燃油(ケロシン)価格の平均値」を燃油指標価格として決定します。

以上